

3 労福第 4 8 7 号
令和 3 年 9 月 1 0 日

愛知県経営者協会
会長 大島 卓 様

愛知県労働局長
(公印省略)

「愛知県緊急事態措置」の期間延長について（通知）

日頃は、本県の労働行政の推進につきまして、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

昨日、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 3 項に基づき、愛知県始め 19 都道府県における「緊急事態措置」を実施すべき期間が令和 3 年 9 月 30 日まで延長されたことを受け、「愛知県緊急事態措置」の実施期間を同日まで延長することを決定しました。

つきましては、貴会関係者の皆様に御周知いただきますとともに、引き続き、本県の取組の趣旨に沿った感染防止対策に取り組まれますよう御理解と御協力をお願い申し上げます。

<添付文書>

別紙 1 愛知県緊急事態措置の概要

別紙 2 愛知県緊急事態措置本文

<県WEBページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

連絡先 労働福祉課労使関係グループ（渡邊）

電 話 052-954-6361（ダイヤルイン）